



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース26号
2022年12月15日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

控訴審第2回口頭弁論 傍聴席は満席

暑かった第1回口頭弁論から季節が変わり、落ち葉が舞っている中での裁判所前集会でした。多くの方の傍聴で、1号法廷は満席となりました。いらして下さった方々に、厚くお礼申しあげます。

法廷では、一審原告側からの控訴第1準備書面（特定個人に着目した情報収集は違憲・違法である）と控訴第2準備書面（個人情報の収集は強制処分である）の要旨を朗読しました。

裁判長は、一審原告側・一審被告側双方に次回以降の予定を訊きました。

一審原告側は、前回口頭弁論で予告していたもう一つの準備書面（法的根拠のない情報収集は違憲・違法）、一審被告側から出された準備書面1への反論を次回に出すこと、学者意見書を年度末には出す心づもりであること、一審では実現

しなかった警察官への尋問を行いたい旨を伝えました。

一審被告側は一審原告の主張が出揃ってから反論を考えるとと言い、一審被告側は「特に予定はない」と答えました。

裁判長は、一審原告側に早く予定の準備書面を出し、学者意見書もできるだけ早く出すように、と強く促しました。一審被告側に対しては「可能な範囲で良いから早めに反論を出して欲しい」と促しました。審理を促進して、自ら判決を書こうという意欲を感じました。



《次回口頭弁論のご案内》

日時：2023年1月26日(木)14時～
場所：名古屋高等裁判所1号法廷

《1/26の行動予定》

13:20～ 裁判所前集会
13:35～ 入廷行動
14:00～ 口頭弁論
14:50～ 報告集会

報告集会

報告集会は、桜華会館・桜花の間で行われました。まず、弁護団から要旨を朗読した準備書面の意味、法廷でのやりとりの意味の解説がありました。



そして次回に出す予定で50ページを超える準備書面を起草している中谷弁護士から、その骨子についての話がありました。

《警察側は公安警察による個人情報収集の法的根拠として警察法2条1項だけを挙げ、一審判決は明確な法的根拠がなくても違法でないとしてしまったが、これは国民主権を定めた日本国憲法とは相容れない。行政（本件の場合警察）が国会で定めた法律によらずに人権を制約してはならないのであって、そうした事態



が生じたときは、三権の一つである裁判所が明確に判断しなければならない。そのことを裁判所に迫る書面にしていく》

その後、10月9日にこの事件で学習会を開いて下さった名古屋北法律事務所友の会（ハウネット）、11月13日に現地学習会としてマイクロバスで大垣までいらして下さった日本国民救援会豊川支部から、それぞれ報告と感想が述べられました。

どちらからも「この事件は、大垣という地域に限局した事柄ではなく、日本全体の警察のあり方、人権のあり方を問うものだ」という観点が提起されました。



最後に「もの言う」自由を守る会の稲葉當意共同代表から、参加者の方々にお礼を述べました。

名古屋高裁宛の署名を集めています。



CALL4 Podcast 聴いて下さい！！

公安警察による市民運動の監視を許さない。
市民の「もの言う」自由を守るための訴訟

#07【解説編】 #08【原告の声編】 <https://anchor.fm/call4.jp/episodes/>



傍聴された方の感想

■ 自分も関ヶ原町に対し裁判を起こしたりと多くの市民運動に参加し、駅頭に立つと警察の監視の気配を感じてきました。今回の裁判は他人事ではなく、いまも自分の運動参加歴が収集保存されていると思うと気持ち悪く嫌な気持ちになります。

今後高裁で抹消についての主張の展開を期待しています。

次回もバスに乗って傍聴に参加しようと思います。

感染症が心配ですが、内心では以前のようにバス内でおにぎりとか支援物資で協力したいとチャンスを探っているところです。（S・K 関ヶ原町）

■ 自分が住む地域の自然環境を一番よく分かっているのはその地域に長らく住み大切にしてきた住民です。上石津の風力発電計画について勉強会を始めたというだけで危険人物扱いをし、あろうことか市民を守るべき警察が開発を進める事業者を協力者にさせ、住民を分断する計画まで指南していたということに驚き、怖さを感じました。名古屋の藤前干潟や万博候補地であった海上の森の開発の問題に、一番最初に声をあげたのは、そこで鳥など生き物の観察や保護活動を長らく続けてきた人たちでした。そのおかげで藤前干潟や海上の森はかろうじて守られました。

名古屋高裁の裁判を傍聴した多くの名古屋市民は、上石津や大垣の問題は私自身の問題だ、と考えていると思います。

（T・M 名古屋市）

■ 名古屋高裁の傍聴&集会は2回とも超満員。私同様に「原告4人の問題」でなく「私も原告！」で各地から集まった人たちです。裁判後の報告集会では、名古屋北法律事務所友の会（ハウネット）の開催学習会に26人の方が集まったことや豊川国民救援会の方が20人近くも大垣入りして現地まで足を運んで学ぼうとしている事が報告されました。

地元民として私自身の取り組みの弱さを改めて痛感しました。弁護団の中谷弁護士からの、最終的には50ページ以上になるだろう準備書面の「爆弾予告」がありました。次回は座って傍聴できるのだろうか～えらいことになる！の予感。

1月26日の高裁は、早く行って法廷に入らねば、闘いのシンボル・ガーベラも増産しなければ…。それなのに先月50年来の仲間6人の久々ミニ同窓会で、近況を語る途中で「あ～～モノ言う署名用紙を忘れてしまった！」。今までは抜かりなく準備していた私なのに。そんなところから老いを感じるなあ～と、言っている場合ではなく、早速年賀代わりに署名用紙同封しなければと考えています。とにかく何事も「不断（普段）の努力・即実践」です。（K・K 大垣市）



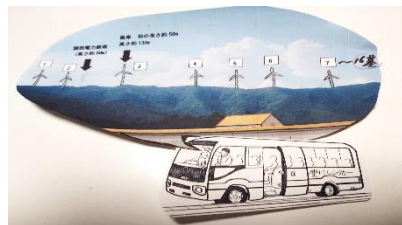
11月13日、豊川から現地学習会に来垣

11月13日、日本国民救援会愛知豊川支部の皆さんが17名、大垣警察市民監視事件の現地学習会で、来垣されました。

大垣からは、笹田弁護士、原告の近藤・船田、当会スタッフ、救援会西濃支部など6名で対応。「むすびの地記念館」会議室で学習交流を行いました。大垣事件の経過・裁判状況報告の後、豊川支部事務局長の司会進行で活発な交流となりました。この事件については、皆さんよく勉強されておられ、「原発反対の運動しているが、風力発電は何処に問題があるか?」、「議事録情報は何処から?」、「情報収集されて、実害は?」などの質問があり、原告ができるだけ判りやすく答えました。



国民救援会豊川支部では、2002年に起きた幼児殺人事件(冤罪事件)の再審請求に取り組んでいます。犯人とされた田邊さんは、刑期を終えて今年8月に出所。支援者も動いて何とか仕事も見つかり、ご本人は何としても再審で無罪を勝ち取るとの決意だと、渡辺支部長から報告があり、今後の支援(署名等)の呼びかけがありました。



学習交流の後、一行は現地視察(大垣城経由)に向かいました。途中、昼食を地元上石津の「ひまわり畑」食堂でとり、あいにくの雨でしたが、多良小学校近くに車を止め、風力発電施設が出来たと想定した合成写真を見ながらバス内で説明を行いました。最後に、今度はこちらから豊川に出向きたい旨を伝え、一行は谷汲(観光)へ向われました。

その他、学習会など

☆ 10/9 日本国民救援会富山支部で講演会 講師：山本妙 弁護士

☆ 10/13 名古屋北法律事務所友の会(暮らしと法律を結ぶハウネット)主催
《「もの言う」市民の自由を守るために

～大垣警察市民監視違憲訴訟学習会》

講師：山田秀樹 弁護士、船田伸子 1審原告

ハウネット関係者以外の参加もあり、「この訴訟の意義は極めて大きい」と熱心な感想も頂きました。



「もの言う」自由を守る会HP↓



「もの言う」自由を守る会
会員募集中!
年会費:個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》ゆうちょ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会